



令和5年度宮城県がん対策推進協議会 第2回ワーキング部会

第4期宮城県がん対策推進計画（中間案）

— 主な論点 —

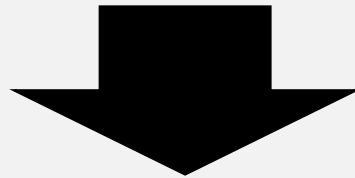
第4期計画中間案に対する各委員から意見聴取

事務局で「中間案」の「素案」作成



令和5年10月5日から10月11日までの4日間

委員の皆様全員から、各専門分野を
中心に個別に意見を伺いました



概要版 資料3
本文 資料4

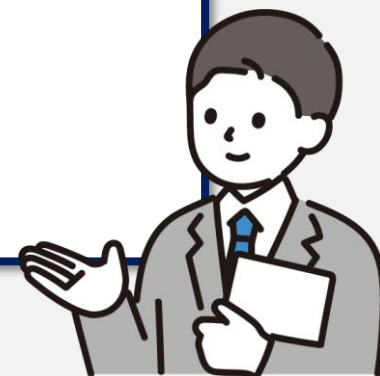
意見を反映し、今回「中間案」として提示

第4期計画 中間案の主な論点

委員の皆様にご議論をいただきたい点

6項目

- ① 全体目標
- ② がん年齢調整死亡率の数値目標
- ③ ロジックモデルと指標
- ④ がん診療連携協議会とがん診療を行う
医療機関との連携
- ⑤ がん教育
- ⑥ 患者・市民参画の推進



① 全体目標

第2回協議会、第1回ワーキング部会での案

誰一人取り残さないがん対策を推進し、
全ての県民とがんの克服を目指す



第2回ワーキング部会での案

第3章第1節 全体目標

中間案
P25参照

誰一人取り残さないがん対策を推進し、
全ての県民とがんの克服と共生を目指す

ワーキング部会委員から意見あり

② がん年齢調整死亡率（75歳未満）の数値目標

第1回ワーキング部会での議論の結果

数値目標の設定必要



第2回ワーキング部会での議論

数値の設定

中間案
P25参照

第3章第1節 全体目標

案1 12%減少（第3期計画を継続）

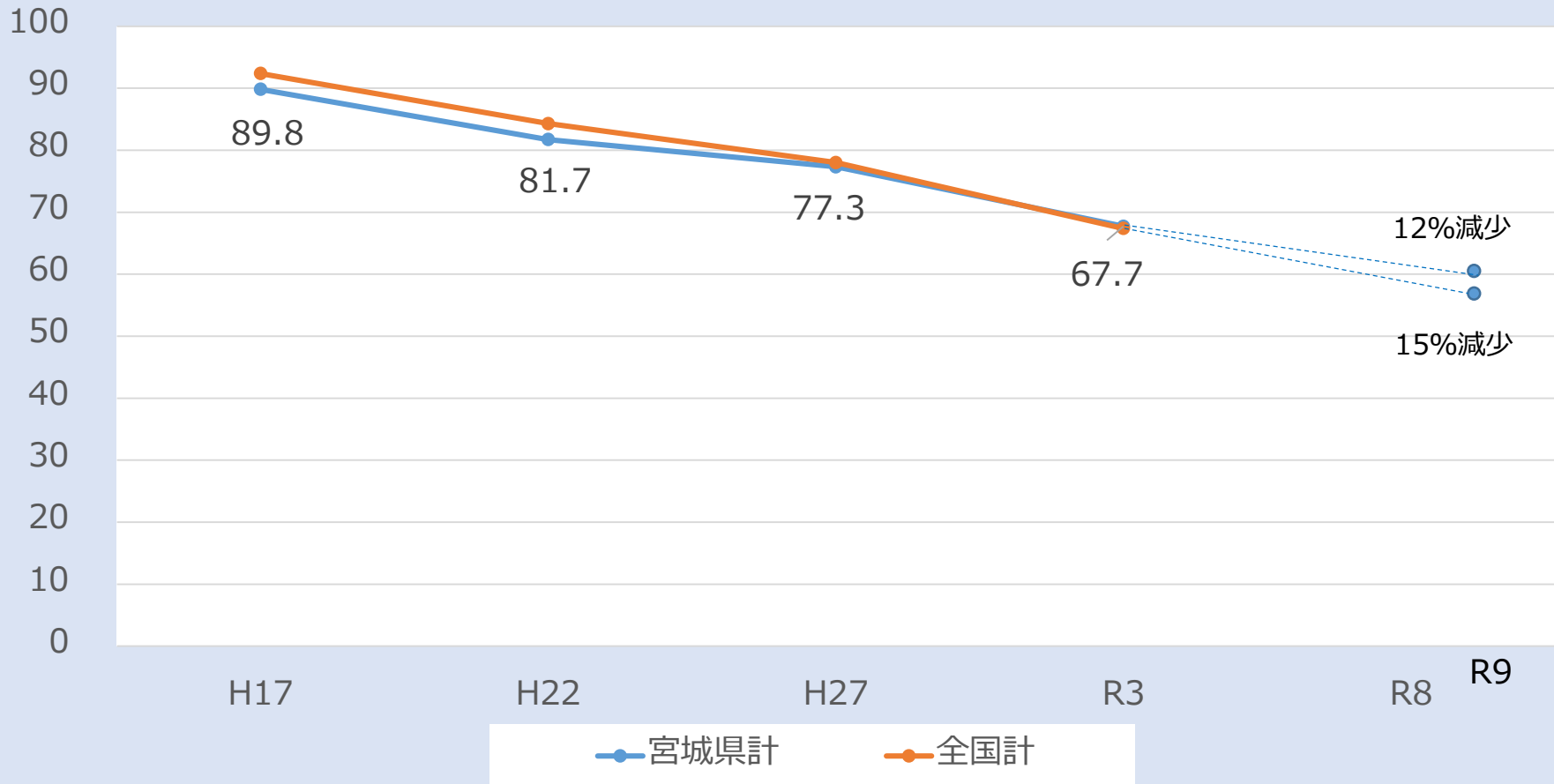
意見：年2%減少×6年間、第3期計画評価時にはかろうじて目標達成
今後は、これまでどおりの減少率は期待できないのではないか

案2 15%減少（第3期計画より3%アップ）

意見：年2%減少に、今後の医学・医療の発展を期待して
年+0.5とし、 2.5×6 年間 = 15%としてはどうか

(参考) 全体目標の進捗状況

がんの75歳未満年齢調整死亡率の推移



第4期のベースラインをR3年（67.7）とした場合、6年後の目標値は、
12%減少は、-8.1で59.6 15%減少は-10.2で57.5

③ ロジックモデルと指標の変更点

変更前

【医療】

D13	○小児がん拠点病院を中心とした小児がん医療の提供体制の整備推進
	<u>○小児がん拠点病等を中心とした相談体制の推進</u>
	<u>○学習を希望するがん患者への教育の機会の充実</u>
	○移行期医療・長期フォローアップの推進
D14	○拠点病院を中心とした医療機関及び介護施設等との連携と患者やその家族等の療養生活を支えるための体制整備
	<u>○がん医療を行う医療機関において、患者に対するACPの実施と併存疾患の治療や介護との連携体制の整備</u>
	<u>○高齢者の併存疾患や介護に関する相談・関係機関との連携推進</u>

変更後

【医療】

D13	○小児がん拠点病院を中心とした小児がん医療の提供体制の整備推進
	○移行期医療・長期フォローアップの推進
D14	○拠点病院等を中心とした医療機関及び介護施設等との連携と患者やその家族等の療養生活を支えるための体制整備

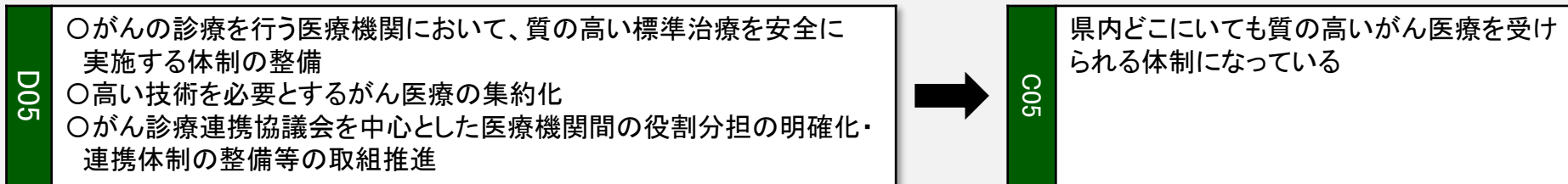
【共生】

D18	<u>○小児がん拠点病等を中心とした相談体制の推進</u>
	<u>○学習を希望するがん患者への教育の機会の充実</u>
	<u>○がん医療を行う医療機関において、患者に対するACPの実施と併存疾患の治療や介護との連携体制の整備</u>
	<u>○高齢者の併存疾患や介護に関する相談・関係機関との連携推進</u>

【医療】小児・高齢者の項目のうち、相談や社会連携等の内容は、【共生】に移動

③ ロジックモデルと指標の変更点

【医療】 医療提供体制の均てん化・集約化について



評価する指標

第2回ワーキング部会での議論

適切な指標はないか

(案) がん生存率 2次医療圏単位での差

④ がん診療連携協議会とがん診療を行う医療機関との連携（1）

第2回協議会、第1回ワーキング部会での意見

- 拠点病院等以外のがん診療を行う医療機関に、がん診療連携協議会の各部会へ参加してもらう仕組みが必要ではないか
- ロジックモデルの評価指標には、拠点病院等以外のがん診療を行う医療機関のデータも必要ではないか



第4期 計画本文に明記

中間案
P42 参照

第4章第2節 患者本位のがん医療の実現

1 がん医療提供体制等 （1）医療提供体制の均てん化・集約化について

（案）拠点病院等はもちろん、拠点病院以外のがん診療を行う病院における医療の格差を解消し、質の向上を図るため、宮城県がん診療連携協議会と連携し、拠点病院以外のがん診療を行う病院へも情報公開や状況把握などを働きかけていきます。

④ がん診療連携協議会とがん診療を行う医療機関との連携（2）

第4期 計画本文に明記

第4章第2節 患者本位のがん医療の実現

1 がん医療提供体制等 （4） チーム医療の推進について

中間案
P48 参照

（案）拠点病院等は、地域の医療機関と議論を行い、地域の医療機関が適切な医療を提供できるよう、拠点病院等と地域の医療機関の連携体制の整備に取り組みます。さらに、がん診療を行う医療機関においても、チーム医療が推進されていくように、宮城県がん診療連携協議会において、検討を進めていきます。

宮城県がん診療連携協議会との連携について

具体的な連携方法、拠点病院以外のがん診療を行う病院の取扱い等については、がん診療連携協議会と相談の上、別途、要綱を定めるなど検討します。

⑤ がん教育

第1回ワーキング部会での意見

がん教育に関する協議会設置について計画に記載すべきではないか



(丹田委員からの提出資料あり)

第4期 計画本文に明記

第4章第4節 これらを支える基盤の整備

3 がん教育、がんに関する知識の普及啓発

中間案
P8 1 参照

児童生徒の発達段階に応じたがん教育を推進するために、関係機関との協議の場を設け検討していくとともに、「がん啓発とがん検診の受診率向上に向けた包括協定」を締結した企業・団体などの関係機関と連携しながら、医師やがん患者・経験者等の外部講師の積極的な活用を推進します。

⑥ 患者・市民参画の推進

第1回ワーキング部会での意見

県民のがん対策の機運醸成のため
がん対策に係る条例制定が必要、計画に記載すべきではないか



第4期 計画本文に明記

第4章第4節 これらを支える基盤の整備 5 患者・市民参画の推進

中間案
P85参照

(案) 県民のがんに対する関心を高めるため、がん征圧月間事業やがん教育等の普及啓発に係る取組を充実させていきます。がん対策条例の策定については、関連施策の実施状況等を検証しながら検討します。

今後のスケジュール

